

# 令和6年度県有施設 Free Wi-Fi 整備業務 仕様書

## 1. 業務名

令和6年度県有施設 Free Wi-Fi 整備業務

## 2. 適用

本仕様書は、令和6年度県有施設 Free Wi-Fi 整備業務に適用する。

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4. 履行場所

No.	施設名	住所
1	自治研修所	那覇市西 3-11-1
2	動物愛護管理センター	南城市大里字大里 2000 番地
3	沖縄県総合福祉センター	那覇市首里石嶺町 4 丁目 373-1
4	南部保健所	南風原町字宮平 212
5	沖縄県海洋深層水研究所	久米島町字真謝 500-1
6	那覇地域職業訓練センター	那覇市西 3-14-1
7	県立奥武山総合運動場（県立武道館）	那覇市奥武山町 52
8	バナナ公園	石垣市石垣 961-15
9	宮古青少年の家	宮古島市平良字東仲宗根添 1164

## 5. 業務の目的

沖縄県が所有する公共施設において、県が民間事業者と協力して整備している「Be. Okinawa Free Wi-Fi」を利用して、Free Wi-Fi を整備することにより、県民の施設利用に係る利便性向上と災害時における重要な通信インフラとしての利用を図る。

## 6. 業務内容

- (ア) Free Wi-Fi は施設利用者が無料で利用してインターネットに接続できること。
- (イ) SSID は「Be. Okinawa Free Wi-Fi」とし、既存の「Be. Okinawa Free Wi-Fi」との認証連携ができること。
- (ウ) Free Wi-Fi は以下の要件を満たす認証システムのもとで提供されること。
  - ①総務省が 公衆 Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引きとして定めた認証基準に準拠しているほか、データの暗号化、アクセス記録の保存及び違法・有害サイトのフィルタリング等、サイバー犯罪等の防止の観点から捜査当局が求める対策に対応できること。
  - ②一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構が策定及び管理する「公衆無線 LAN サービスの認証手続き」において、事業者間で連携を行う際の技術方式 (WEB API 方式) に対応し、対応コストも含むこと。
- (エ) Free Wi-Fi の通信規格は、IEEE802.11ax (Wi-Fi6) とし、あらゆるパソコン・スマートフォン等で利用できるよう、下位互換に対応していること。
- (オ) Free Wi-Fi の通信回線は 1Gbps ベストエフォート型で提供すること。なお、履行場所により、1Gbps ベストエフォート型の通信回線を提供できない場合は、発注者と協議にて決定すること。
- (カ) Wi-Fi 機器 : RUCKUS R350 と同等品とすること。
- (キ) アクセスポイントを設置する場所は、別添資料のとおりとし、詳細については、発注者及び施設管理者と協議にて決定すること。なお、設置場所は原則、屋内とし、1施設につき1箇所とする。

- (ク) アクセスポイント毎の利用実績を Web で確認できる環境を整えること。  
アクセスポイントの稼働監視機能（365 日・24 時間）を備えること。
- (ケ) 多言語（日本語・英語・韓国語・繁体字・簡体字）に対応していること。
- (コ) サービスエリア内において、利用者がアクセスポイント間を移動中に、通信切断、利用者再認証等ができるだけ生じないこと。
- (サ) 時間制限ができる仕様にする事。
- (シ) 本業務に伴う Free Wi-Fi の提供は、6（ア）～（サ）に対応できる通信役務提供者とし、発注者との協議を経た上で、通信役務提供者を手配すること。

## 7. 業務の成果物等

### (ア) 内容

県有施設 Free Wi-Fi 整備に係る資料

（着手届、工程表、業務報告書（作業中写真等を含む）、完了届、引渡書、その他発注者の指示による）

### (イ) 提出方法

印刷物 1 部及び PDF データ

## 8. 引渡し期日

本業務の引渡し期日は、業務完了後に発注者の検査に合格し、受注者からの引渡書を受理したときとする。

## 9. 技術者等

受注者は、現場代理人及び主任技術者の配置を行うこと。

## 10. 作業の安全

作業の安全確保のため本業務の実施にあたっては、現場内の整理整頓に努めなければならない。また、業務と関連しない場所へ立ち入ってはならない。なお、作業にあたっては安全に十分配慮し実施すること。

## 11. 実施時間

本業務の実施は祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする。但し、必要な場合は監督職員の指示により、夜間（深夜）若しくは休日に業務を行わせる場合がある。

## 12. 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成 19 年 7 月 24 日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

(ア) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

(ウ) 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

## 13. その他業務実施において遵守すべき事項

本業務の実施にあたっては、以下の点を遵守すること。

### (ア) 法律の遵守

① 受注者は、契約の履行にあたって、本業務の意図及び目的を十分に理解した上

で、発注者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

②受注者は、業務の実施にあたり関連する法律等を遵守すること。

(イ) 機密情報及び個人情報の保護

受注者は業務の実施にあたり、受注者が独自に調査した情報以外に業務上知り得た情報の守秘義務を負うとともに、漏洩等を防ぐための必要な措置を講じること。

(ウ) 一括再委託の禁止

本業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(エ) その他留意事項

①原則、業務に必要となる機器、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、電力、通信費等については、受注者の負担とする。

②発注者が提供した資料は、本業務以外に使用できないものとする。

③本業務に係る成果物や情報等を関連業務に流用する場合は、発注者は受注者へ確認を行うものとする。

④本業務完了以降、発注者より資料等の提供依頼があった場合は、受注者はこれに協力するものとする。

⑤その他本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、発注者と受注者による協議にて定めるものとする。